

個人負担が約半額に！～定住対策に係る高等学校通学費補助事業を拡充～

中津市では、旧下毛地域への定住対策の一環として、高等学校の通学費補助を行っていますが、「夏休みに利用できないため不便」、「補助額が少ない」、「負担が大きい」との保護者からの声がありました。また、学期ごとに購入する必要があるため、中津駅前出札所まで出向かねばならず、学期が始まって購入できない利用者もいました。



こうした保護者からの声を反映し、平成 30 年度から、「個人負担額の低減」「利用期間の見直し」を行います。

1. 平成 30 年度の改正内容

【 個人負担の軽減 】

年間 15 万円から 8 万円へ。冬季 3.86 万円から 2 万円へ。

学期定期利用から 1 年間定期利用への変更により、個人負担額の上限を引き下げ、利用者の負担軽減を図ります。個人負担額は一人当たり年間 8 万円となります。また、これに併せて、冬季定期券（12～2 月）利用者の負担額を 2 万円とします。

【 利用期間の見直し 】

学期期間中のみ利用から、年間を通して利用可能へ。

平成 29 年度までは学期定期券であったため、夏休み期間中は別途定期券を購入する必要がありましたが、1 年間定期の適用により、年間を通して利用可能となります。

<利用期間イメージ>

	4/1	4/8	7/20	9/1	12/24	1/8	3/24	3/31	
改正前	春休	1 学期		夏休	2 学期		冬休	3 学期	
	4/1	↓						3/31	
改正後	1 年間								

## 2. 高等学校通学費補助事業とは

過疎地域から公共交通機関を利用して、県内隣接自治体の高等学校へ通学する方の費用負担を軽減するため、補助金制度を実施しています。

### 【対象となる方】

○次の地域に住んでいる

中津市三光上深水、下深水、西秣字長谷、臼木字鮎帰り、臼木字渋見、本耶馬溪町全域、耶馬溪町全域、山国町全域

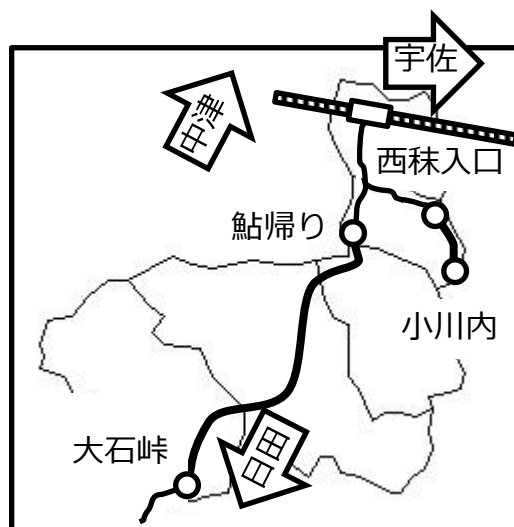
※中津南高等学校耶馬溪校に通学する場合は条件が異なります。

○公共交通機関での通学距離が10km以上

○中津市または中津市と隣接する県内の自治体にある高等学校に通学している

### 【補助内容】

個人負担額に上限を設けて、上限を超える運賃部分に補助金としてお支払いします。



対象となる区間等概要図

## 3. 平成29年度の実施

夏季特別授業等の長期休業中の通学の機会が増加していることから、臨時的に回数券の配布を行いました。高校によって期間が異なるため、一様の対応が出来ませんでした。

大交北部バスとの交渉の結果、1年間定期の適用が可能になり、高い割引率となるため、個人負担の軽減と、長期休業、学期を関係なく利用できるようになりました。

### 【問合せ先】

中津市地域振興・広聴課 坂内・江口  
(TEL:0979-22-1111・内線:246)